（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］
送信設備 / 許容偏差 上限（パーセント） / 許容偏差 下限（パーセント）	送信設備 / 許容偏差 上限（パーセント） / 許容偏差 下限（パーセント）
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　次に掲げる送信設備	六　［同上］
㈠・㈡　略	㈠・㈡　同上
㈢　四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）	㈢　四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）
五〇 / 五〇	［同上］ / ［同上］
［七～十八　略］	［七～十八　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］